

「大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）」について（概要）

I. 改正の趣旨

大阪府では、「大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 103 号）」（以下「条例」という。）により、保育所を含む児童福祉施設の基準を定めております。

3 階以上の階を保育所の用に供する建築物については、「建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）」第 27 条第 1 項等の規定により、耐火建築物であることが従来求められてきました。また、2 階を保育所の用に供する建築物（2 階の床面積が 300 m²以上のものに限る。）については、耐火建築物又は準耐火建築物であることが求められているところです。

今般、「建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）」により、建築基準法第 27 条第 1 項の耐火建築物に関する規定に適合しなければならない建築物から、3 階建てで延べ面積が 200 m²未満のものが除かれることとなりました。

厚生労働省においては、保育所については、当面、3 階以上に乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を設ける場合は耐火建築物とするという現行の規制を維持するため、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）」の改正により、所要の改正がなされたところです。

大阪府としましても、火災時の避難に通常よりも時間を要すると考えられる乳児及び幼児の安全を確保する必要があることから、本条例に同様の基準を規定するため、所要の改正を行う予定をしております。

※保育所の設置者は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 45 条第 3 項の規定により、都道府県が設置基準に従い、又は参酌して条例で定めた児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を順守しなければならない。なお、耐火性能に係る規制は参酌すべき基準となっている。

II. 改正の概要

保育室等を 3 階に設ける建物について、これまでと同様に耐火建築物でなければならないこととなるよう所要の改正を行う。

III. 根拠法令

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 45 条第 2 項

IV. 施行日

公布の日（予定）